

○藤崎町マスコットキャラクターの派遣に関する要綱

(平成 29 年 3 月 17 日告示第 35 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、藤崎町マスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の派遣に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「キャラクター」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ふじ丸くん(ウォークバルーン)
- (2) ジャン坊くん(ウォークバルーン)

(権利)

第 3 条 キャラクターに関する一切の権利は、藤崎町に帰属する。

(派遣の申請及び承認)

第 4 条 キャラクターの派遣の承認を得ようとする者は、あらかじめキャラクター派遣承認申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業内容がわかるもの、スケジュール等)
- (2) 法人等の活動内容等概要がわかる書類
- (3) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、これを承認し、キャラクター派遣承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、キャラクター派遣不承認書(様式第 3 号)を交付するものとする。

- (1) 藤崎町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、政党及び宗教団体を藤崎町が支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) その他、町長がキャラクターの派遣を適当でないと認めたとき。

3 町長は、前項の規定によりキャラクターの派遣を承認する場合は、条件を付することができる。

(変更又は廃止の届出)

第 5 条 派遣の承認を得た者は、キャラクターの派遣に関して、承認を得た事項を変更する又は派遣を必要としなくなった場合は、企画財政課企画係に速やかに届け出なければならない。

(派遣の承認の取消し等)

第 6 条 町長は、派遣の承認を得た者が次のいずれかに該当した場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条第3項の条件に違反したとき。
 - (2) 承認申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) キャラクターに関する著作権等を侵害したとき。
 - (4) その他、この告示に定める事項に違反したとき。
 - (5) 町長が承認を取り消すことが適当であると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により派遣の承認を取り消した場合は、キャラクター派遣承認取消書(様式第4号)を交付するものとする。
- 3 第1項の規定により派遣の承認が取り消された場合は、派遣の承認を得た者は、この取消しによって生じた一切の損失を藤崎町に請求することができない。

(派遣料)

第7条 キャラクターの派遣は、無料とする。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

キャラクター派遣承認申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

キャラクター派遣承認書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

キャラクター派遣不承認書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

キャラクター派遣承認取消書

[別紙参照]